

第三十八回 参議院運輸委員會會議録第二十四号

昭和三十六年四月十一日(火曜日)

午後二時三十八分開会
出席者は左の通り。

委員長 三木與吉郎君
理事 天塾 良吉君
金丸 富夫君
谷口 慶吉君

委員 佐野 廣君
鳥島徳次郎君
平島 敏夫君
小酒井義男君
中村 順造君
松浦 清一君

國務大臣 木暮武太夫君
運輸大臣 辻 章男君
運輸省港務局長 中道 峰夫君
事務局側 常任委員 古谷 善亮君
会専門員

本日、の會議に付した案件
○連合審査會開會に關する件
○港灣法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○倉庫業法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(三木與吉郎君) たいまいより委員會を開會いたします。
まず、連合審査會の開會についてお諮りいたします。

第六部 運輸委員會會議録第二十四号 昭和三十六年四月十一日【参議院】

雪害に対する金融措置等に関する件について、大蔵委員會に對し連合審査の開會を申し入れたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(三木與吉郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
なお、開會は明十二日に予定いたしておりますから、質疑のある方はあらかじめお申し出願います。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、港灣法の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。順次御発言を願います。

○中村順造君 この港灣法の一部改正につきましては、連合審査をいたしましたが、先般本委員會で新潟の地盤沈下の点につきまして若干お尋ねをしましたが、まあ新潟のような状態は、全国各地の港灣で同じような現象があると思われまして、私は特に新潟の問題につきましてその後どうなつておるのか、特に新潟港について一つまずお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(中道峰夫君) 新潟港につきましては、御承知のように地下水、ガスのくみ上げに伴ひまして、地盤沈下を起こして参りました。これが他に類例を見ない激しいものでございまして、大体昭和三十四年当時におきましては、年間平均約五十センチ程度の沈下をいたしたわけでございまして。その後、この地盤沈下の原因につきま

て、科学技術庁あるいは経済企画庁、運輸省、建設省、その他学識経験者によりまして、現地の観測とあわせまして、原因探究の委員會が設けられまして、種々検討されました。結論といたしまして、これがガスのための地下水のくみ上げが原因であるということになつたわけでございまして。これにつきまして、経済企画庁に設けられております地盤沈下対策審議會でございまして、その審議會から答申が出されまして、この天然ガスのくみ上げに起因する地盤沈下の防止及び復興対策についてということとで答申が出されたわけであります。それに対して、この沈下の激しい状況に對しまして、ただいま申しましたように、原因探究あるいは種々の観測等と並行いたしまして、通産省においてガスの規制措置を講じたわけでございまして。これは大体昭和三十五年の当初第一次の規制をいたしまして、そのときに、先ほど申しましたように、約五十センチの沈下を見ておりましたのが、その規制によりまして年約三十センチ程度の沈下に減少を見たわけでございまして。しかし、なおそういう程度では沈下がおさまりませんので、さらに第二次の規制をいたしまして、それが現在に至つております。現在におきましては、約年二十センチという程度に沈下を見ております。しかし、この経済企画庁の地盤沈下対策審議會の答申にございまして、この将来の沈下の見通しを一応一メートル二十というふうに考へていた

わけでございしますが、しかし、これはあくまで設計条件として考へたわけであつて、それまでも沈下を最小限度に食い止めるような手段を講ずべきであるというふうに言われておるわけでございまして。大体以上のような状況になつておるわけです。

○中村順造君 新潟の場合に限りましては、この前私がいろいろその原因を排除しなければ、そういう事実が次から次へ重なつていく、こういうこととでいろいろ質問いたしましたから、私は本日はそういう意味の質問はやめたいと存じます。ただ気になるのは、今の説明の中で一年二十センチと、こうございまして、それは一メートル二十といへば、それは計算でいけば大体六年、六年すれば、また何らかの工事を起こさなければならぬ。こういうこととこれは一つのやはり循環的な現象を起すのじゃないかという面が一つと、そういう面に対する配慮がなされておるかどうかですね。いわゆる計算上いけば六年以降の問題になるわけですが、それから特に港灣の問題ですが、港灣のみにしてもう少し説明を願ひたい。新潟の港灣のみにして従来経過措置、将来の見通し……。

○政府委員(中道峰夫君) その前にただいま申し上げました地盤沈下対策審議會の答申につきまして、もう少し申し上げた方がよいと思ひます。新潟地区の地盤沈下の防止に關しましては、ただいま申しましたように、天然ガスの規制が行なわれました結果、相当の

成果をおさめることができたが、まだ若干の沈下が認められるわけでございまして。で、今度地盤沈下の推移を考えた上で、必要あれば全層にわたつて天然ガス溶解水の汲上げ規制を強化すべきである。ということをおししております。また「地盤沈下の防止対策の一環として、大量の水の地下圧入を行なうことを検討すべきである。」これはアメリカでもやつておるのですが、地下水を還元するわけでございまして、圧力をもつて注入することによつて地盤沈下の防止をやるという一つの方法でございまして。

まあ以上のような答申を出されておりますので、それに対して、今、さらにこういつた点で観測を強化し、また推移を見ておるわけでございまして。一応一メートル二十というのがいわゆる設計条件として出されたわけでございまして。現在のところは年間二十センチの沈下を見ておる、今後ただいまのような措置を講ずることによつて、できるだけ最小限度に沈下を少なくする手段を講ずべきであるということと、それに対するもう一つた措置をとりつつあるわけでございまして。そこで、法案関係といたしましては、従来は沈下に対して、一応応急措置を講じまして、どうやら今日まで大した被害もなく過してきておりますが、しかしそういうことでは最終的な対策とはなりません。それで今の一応答申の結論が出ましたので、この一メートル二十というものを目標といたしまして

恒久対策をやる、こういうわけでございます。

そこで、港灣関係といたしましての恒久対策でございますが、昭和三十六年度、つまり本年度からの五カ年計画といたしましてこの計画を実施しよう。それはこの一メートル二十のうちの最初の七十センチを前期五カ年計画の対象といたしまして、各港灣施設の港灣機能の維持あるいは失われた港灣機能の効用の復旧、それらを目標といたしまして、防波堤とかあるいは岸壁、護岸等の建設なり改良を行なおうとするわけでございます。大体これに要します費用をいたしましては、直轄事業といたしまして、約十三億円、補助事業といたしまして約二十九億円、合計いたしまして約四十二億円を予定いたしておるわけでございます。

○中村順道君 新潟だけに限定しておられますが私質問をやめますが、今説明の中で規制強化ということをお話しておるんですがね。これはこの前、本委員会で私申し上げたのは、規制はあくまで規制であって、くみ上げを続ける限りにおいては、その答申の中にもあるように、明らかに地下水のくみ上げということから地盤沈下という原因がはつきりしておる。大臣もちやうどそういうお話でありましたけれども、そういういたしますと、やはり逆に水を地下に圧入するという方法もあると言われますが、その方法を強化してやるとか、または新潟の地盤沈下地域におけるくみ上げをやめて、よそから、長岡あたりからガスを持ってくる。こういう方法をとらなければ、ここでもいろいろ数字を上げられましたが、一メートル二十にしても、七十センチに

しても、くみ上げをどんどん続けていく限りにおいては、地盤沈下はとまらない。これははつきりしておるわけですがね。そういう点で、十分考えの中に入れておるということでありまして、けれども、さらに五カ年すればまた何らかの方法を講じなければならぬという現象があるのかどうか。なければ問題ないわけですよ。だからガスのくみ上げに対する対策を考えると同時に、そういうふうな地盤沈下を起こさないという恒久的な考え方がその中に入るかどうか。その点をお尋ねしておるわけ

○政府委員(中道峰夫君) その点につきましては、ただいま申し上げましたように、地盤沈下対策審議会の答申にもございまして、今後地盤沈下の推移を考えると、必要あれば全層にわたるに天然ガス溶解水のくみ上げ規制を強化すべきであるという答申が出ております。それから圧力水の注入でございまして、これにつきましては、現在、現地でこれを実施する今計画を進めておるわけでございます。またこれは通産省の所管でございまして、またも、構造性ガス等を使うことによつて、こういった直接天然ガスをくみ上げるそのガス事業にかかわった施策をとろうというふうなことも考えられておるわけでございます。従いまして、こういった一連の措置を講ずることによりまして、できるだけこの沈下を減少させまして、できればまあゼロにしたいというふうな考えでおるわけでございます。もう少しこの推移を見なければならぬという段階でございまして、しかしまああれわれといたしまして、一体どこまで下がるであろう、こ

ういうのが一番問題になるわけですよ。それでそれに対して、いろいろ今まで原因探究、あるいは現地の観測、その他のいろいろな資料によりまして、この答申が出たという、設計条件として一メートル二十というものを認めたという形になっているわけですよ。従いまして、一応あれわれの方は恒久対策として一メートル二十というものでやつていく、それに対しては、今までのように一メートル二十にならないようにガスの規制を強化する。あるいはその他の方法を講じていく、こういうふうな方法を講じていく考えです。今後の推移を見ましても、どの程度ということが今申し上げる段階ではございせんけれども、一応今日までの考えますと、われわれといたしまして、この恒久対策であれば現地の港灣に対する被害を食い止めて得るのではないかと、いうふうに考えております。

○中村順道君 大臣に要望しておきますが、これはこの前ちやうど大臣があられたときに、私は質問いたしまして、大臣もよくわかっておると思いましたが、今言われたように、やはり私先般現地に参りました。特にお言葉の中にあつたように、一般の新潟地域の人、一体どこまで下がるのだらうというふうな非常な不安があるわけですよ。それで私の見たところは、新潟鉄工所をずっと見て参りましたけれども、非常にあそこ労働者は不安に思っているわけですよ。それはここでもとあるという保証がないわけですよ、今のところ。だから鉄工所で働いている人たちが、この動きでずっと前年下がついていく

という大へんことになるかと心配をしておいて、強い陳情があつたのですけれども、原因がもうはつきりして、逆にな水を圧入するという方法も考えられるでしよう。それからくみ上げをやめて、それからもう少し技術的に深く掘って構造性のガスに切りかえる、それから近いようどうしてもいけなければ、近くの長岡からガスを持ってきて、あそこ今のガスの産業の大きな発展に貢献しているということなら、そういう方法も考えられる。しかしこれは本委員会の場合、港灣が主体に考えられているわけですが、この一番原因は、役所の仕組としては通産省にある。こういうことになりますれば、港灣にもそういう問題があるし、また政治の問題として大臣が関係として通産大臣と十分打ち合わせを遂げて、そしてその地域における人心の不安をなくする。ましてやそのために起こる産業経済の発展ということがとまるといふことが考えられるのですから、この点は政府としてもひとり港だけでなくして、新潟の地盤沈下そのものと真剣に取り組んでいただいて、この地盤が下がらないという保証を一日も早く、そういう現実を早く作っていただく、こういうことを私はお願いしたいのですが、大臣このことについて私のお願いが入れられるかどうか、一つお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(木暮武太夫君) ただいま中村委員の御指摘のように、これは産業の点からも、民生安定の点からもきわめて重要な問題だと考える次第でございます。今のガスの問題につきましましては、所管省が通産省であることはもちろんでございまして、その

ちろんでございまして、そういう役所の管掌等にかかわりませう、私どもは関係各省ともども手を携えまして、幸いに現在の科学の力によりまして、ある程度この問題につきましまして、たのすから、この問題につきましましては、恒久的な対策はもちろんでございますが、恒久的の対策を関係の官庁を緊密な連絡をとりまして、具体的にやるべきものであると考えて、ただいま御指摘のような方向に全力を注いで、民心の安定、またその地方の産業の安定というやうなことに力を尽くしたい、こう考えております次第でございまして。

○小酒井義男君 ここに「当分の間」とありますね。「当分の間」というのは、一定の時期がきたらまた元に戻すというやうな考え方があるのですか。
○政府委員(中道峰夫君) この恒久対策が一応終了するまでというやうな意味で考えておるわけでございます。
○松浦清一君 今の「当分の間」というのですが、大体五十五条に一項を起こして、新潟を政令で定めるということなんです、新潟が終つたら、これはやめるといふことじゃないのでしやうね。この「当分の間」というのは、ちやうど私今気になったものだから。
○政府委員(中道峰夫君) これは政令で定める港灣ということになっております。ただいまのところ、この政令の対象になりますのは、新潟港を考慮しておるということでございます。
○松浦清一君 新潟が終つてしましても、あとでまたそういうところが出てくると、この法律は生かしておいてやるわけですね、引き続いて。
○政府委員(中道峰夫君) 現在のところは、ただいま申しました通りでござ

います、そのときにはその情勢で考えられる問題だと思います。

○松浦清一君 今日本の重要港湾の中には、新潟港に該当するような港はほかにないわけですか。

○政府委員(中道峰夫君) 地盤沈下を起しておられるのは、御承知のように、新潟、大阪、東京等でございますが、ただ、新潟が非常に急速に沈下をいたしました。それからまた、ああいう地方的な、財政力が非常に弱いところ、そういうふうな面で、今回特にこれに対する一補助を増加するという措置をとったと、こういうことでございます。

○松浦清一君 そうすると、ほかの重要港湾では、今新潟にしようとしておられることをなさしたってしなればならないというところはないわけですね。たとえば新潟の防波堤などは、だんだん沈下してくると、去年かおとし、上につぎ足しておられますね、また、二、三年たつとまたつぎ足さなければならぬことになるのですね。そういうようなことが三年先に、もしも新潟の防波堤に起こったとすれば、この法律はそのまゝ生きておって、そしてこのような状態でやると、こう理解してよろしいですか。

○政府委員(中道峰夫君) 新潟につきましても、これは実は工業用水に転換を今はかりつつあると、やはり大きな原因は地下水のくみ上げでございす。しかし、これは、大きな水道工事を計画しておられて、順次その工業用水に転換する。それによって沈下が相当減少してきておられるような状態でございます。従いまして、新潟とは若干趣きが違ふわけでございます。従いま

して、これを新潟に適用するかどうかというのは、現在のところではそこまですは考えておられないわけでございます。

○松浦清一君 新潟の地盤沈下の原因は今までは工業用水のくみ上げですね。それが今度は状態が変わってきまして、幾らかとまるでしょうけれども、それは非常にけっこうだと思ふのです、とまれば、とまらないで、依然として今まで通り沈下をした場合に、やはりこの法律が適用されるかと、こういうことですね。ただ、そんなことを尋ねるのは、予算が九千何百万円しかとれなかったから、新潟一港だけのこととしては指定するので、予算が、二倍も三倍もとれば、ほかにも指定するようないことがあったのじゃないかという気がしたから、このことをお伺いしておるわけですか。

○政府委員(中道峰夫君) 予算には直接関係ないわけでございます。

○松浦清一君 そうすると、特に新潟と申し上げても、再来年、もう一つ先に、今の新潟港と同じような状態になるような港があれば、この法律は、「当分の間」と書いてあるけれども、そのまゝ生きておって適用されると、こう理解してよろしいのですか。新潟だけ終わったらやめるといふことではないに、やはりこの法律は生かしておいて、「当分の間」と書いてあるけれども、生かしておいて、同じような港があれば同じようにする、こういうふうな理解してよろしいのですか。

○政府委員(中道峰夫君) その点は、ただいま申しましたように、新潟につきましては……。

○松浦清一君 新潟と特定のことを言

わなくても、ほかに出てきたら、この法律は、「当分の間」と書いてあるけれども、生きておって、このような状態でやれるかということですか。

○政府委員(中道峰夫君) お説のように、この法律は政令で港湾を指定することになっておりますので、そういう状況が生じて参りますれば、そのときに検討していく問題だと思ふのでございす。それで、現在の段階では、新潟港のみを一応対象にいたしまして、国の負担を上げるということを考えております。従いまして、他の港につきましましては、現在では対象に考えておらないわけでございます。

○松浦清一君 それはわかるのです。ただ、「当分の間」と書いてあるから気になるのです。新潟、新潟等の地盤沈下がとまればいいのですが、もしもとまらなかった場合に、「当分の間」と書いてあるけれども、この法律は生きていくのか、こういうことなんですか。ただ、新潟が済んだらこれはさつとこの法律はなくなる、また、改正して、なくなるというふうな心配はないのか、こういうことなんですか。尋ね方がうまいから。

○政府委員(中道峰夫君) よくわかりませんが、「当分の間」というのは、対策工事の終わるまでという一応考えです。それで、お話しの方は、おそろくこの法律が適用されて進んでいく間に、あるいはそういう事情のところから起る参りまして、この法律を適用したかどうかというふうな考えが出てくるのじゃないかと実は想像されるわけでございますが、ただ、今の段階では、じゃあそうするということまで申し上げられないわけでありす。で

すから、法律の建前といたしましては、そういうお話しのような点は考えられるわけでございます。

○松浦清一君 予算をとる自信がないものだから、ひやひやしているような答弁だけれども、まあいいでしょう。

○小酒井義男君 この説明に、「港湾管理者の財政負担力にかなり」とありますが、これはどうなんですか、新潟県の場合は、財政負担力が弱いのだというふうな意味が含まれているのか、どうなんですか。

○政府委員(中道峰夫君) その通りでございます。新潟の場合には、財政負担力が弱い。

○小酒井義男君 そうすると、管理者の財政負担力のあるところは、こういう事態が起こっても適用されないということになるのですか。

○政府委員(中道峰夫君) その点は、この事業の内容と申しますか、事業費と被害の程度、そういったものを勘案した上で定めるべき問題だと思ふわけでございます。今の新潟の場合は、非常に急速であったということ、それからこの恒久対策が、先ほど申しましたように、大体四十何億かかるわけでございます。そういったものを短期間に新潟に負担せよとすることは、非常に検討すると、これは一種の災害みたようなものでございすので、困難性があるということから、この措置をとるといふことでございます。

○委員長(三木與吉郎君) 他に御発言もなければ、これをもちつて質疑を終局することに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(三木與吉郎君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお、修正案は討論中にお述べをお願いします。

○天竺良吉君 私は、ただいま議題になっております港湾法の一部を改正する法律案に対する修正の動議を提出いたします。

すなわち、
附則第一項中「昭和三十六年四月一日」を「公布の日」に改め、附則第二項を次のように改める。

2 改正後の第五十五条の六の規定は、昭和三十六年度以降の予算に係る工事について適用する。

次に、私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております港湾法の一部を改正する法律案に賛成するものであります。

ここ数年來わが国の重要港湾地帯におきまして著しい地盤沈下が発生してある個所が認められるのでありまして、これがために港湾としての機能がはたはだしく阻害されております。すなわち外郭施設である防波堤の沈下のために波浪が港内に侵入して港内の静穏が攪乱されたり、また係留施設である岸壁が沈下したために船舶の荷役ができなくなつたり、あるいはまた臨港交通施設である鉄道、道路が地盤沈下のために使用ができなくなつたりいたしまして、港湾機能に著しい支障を生ずる事態が起こつておるのであります。そればかりではなく、港湾地帯の地盤が沈下したために海水が浸入したり、港湾地帯の河川の水があふれたりいたしまして、一般民家を水浸しにしてしまふというふうなきわめて民心を

不安に追い込む憂慮すべき事態を起こそうとしております。

これらの事態を救済するための復旧工事ないしは代替施設建設の事業費は非常に多額に上りますので、早急に確實にこれを推進するためには関係港灣管理者の財政負担の点はきわめて苦しいものになるのでありますから、この際港灣法の改正を行なうて高率の国庫負担等を行なうことはきわめて適切な措置であると思つております。

なお、地盤沈下に対する対策措置について大体の、五カ年の目安は考えられてゐるようでありすが、さきに成立しました港灣緊急措置法に基づき五カ年計画中には含まれておらないものでありますので、地盤沈下対策事業実施にあたりましては、特に予定を遅延するようなことのないように確實に実施するように留意せられることを希望いたしまして、私は本案に賛成するものであります。

○松浦清一君 ただいま天竺委員が述べられたと同様の理由によつて賛成をいたします。

○中村順造君 私は日本社会党を代表いたしまして本案に賛成をいたしますが、ただ賛成をする前提といたしまして、やはり本委員会ではしばしば申し上げましたように、こうした地盤沈下の起るところの原因ということが新潟の場合には明確になっておりますが、いづれにいたしましても、この沈下のよつて来たる根本原因を一つ排除すると、こういうことが恒久対策として一つ考えられなければならない。

それから第二の問題といたしましては、財政力の負担ということもございまして、よろしく、なるべく国の力で

もつて広範にこういう条件のもとにある港灣に対しては配慮する。こういうことを私は要望いたしまして本案に賛成するものであります。

○委員長(三木與吉郎君) 他に御発言もなければこれをもちつて討論を終局し、採決を行ないます。

まず、修正案を問題に供します。天竺君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三木與吉郎君) 全会一致と認めます。よつて修正案は可決されました。

次に、ただいま可決された修正部分を除く原案を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三木與吉郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願います。

運輸大臣より発言を求められております。

○国務大臣(木暮武太夫君) 港灣法の一部を改正する法律案につきまして御審議の結果御可決をいただきました。

審議の結果御可決をいただきました。御審議に際しまして御指摘をいただきました事項等につきましては、十分その趣旨を体しまして地盤沈下対策を初めとする港灣の整備運営に關しまして、今後一そう努力をいたす所存でございます。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、提案理由の説明を願います。

○国務大臣(木暮武太夫君) ただいま議題となりました倉庫業法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

昭和三十一年に現行倉庫業法が制定されました。倉庫業の開始にあつては、運輸大臣の許可を受けしめることとした次第でございますが、冷蔵倉庫業につきましては、当時の事情により、当分の間は届出制にすることにいたしました次第でございます。

しかるに、その後の冷蔵倉庫業の実情にかんがみまして、この際、上記暫定措置を廃止いたしまして、普通倉庫業と同じように施設の改善、業務運営の適正化をはかることが必要と考えられるのでございます。

このほか、倉庫業者は、保管する物品の種類を表示させることによつて、寄託者及び倉庫証券所持人の保護をはかる等の必要がございます。

以上が、この法律案を提出するおもな理由でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

○委員長(三木與吉郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

四月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、長野県軽井沢に国際会館建設等に関する請願(第一三三三号)(第一三三九号)

一、やみタクシー撲滅対策に関する請願(第一四〇一号)

一、国鉄運賃値上げ反対に関する請願(第一四一四号)(第一四三九号)(第一四四五号)

一、国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願(第一四一五号)(第一四一六号)(第一四四六号)(第一五〇六号)

一、国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願(第一四一七号)(第一五〇三号)(第一五〇四号)(第一五〇五号)

一、国鉄城東、阪和両貨物線の電化、客車運行等に関する請願(第一四九七号)(第一五四八号)(第一五四九号)(第一五五四号)(第一五五五号)

一、国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(第一五〇二号)

第一三三三号 昭和三十六年三月二十四日受理

長野県軽井沢に国際会館建設等に関する請願

請願者 長野県議会議長 羽田義知

紹介議員 小山邦太郎君

長野県は、海洋にこそめづまれないが、風光明媚な山岳や高原、湖沼や峡谷を有し、その上豊かな温泉群をもつはか、四季を問わず快適な観光地としての条件を備え、交通の発達に伴い京浜、中京の大都市にも近く、国際観光

地として将来大きな躍進が期待でき、県としても、観光道路の開発、施設整備の改善に努力を払つてきた。また、一九六四年には、オリンピック東京大会もあることであり、国際親善を深めると共に、本県の観光及び産業の発展と紹介のために、昭和三十六年度予算をもつて、軽井沢に国際会館(仮称)、国際親善交歓センター(仮称)を建設したいから、これが建設、宣伝並びに運営等について格段の配慮を講ぜられたとの請願。

第一三九四号 昭和三十六年三月二十四日受理

長野県軽井沢に国際会館建設等に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議会内 小坂卓郎

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四〇一号 昭和三十六年三月二十四日受理

やみタクシー撲滅対策に関する請願

請願者 熊本市東町四ノ一二熊本県乗用自動車協会員 入江熊喜

紹介議員 森中 守義君

やみタクシーの違法性については、法的にも明らかになつてゐるにもかかわらず、その増加まんえんは全国的にはなほだしいものがあり、熊本市内のごときは免許業者の保有車両を上まわる跳りようぶりで、白昼はもちろん早朝から堂々と市内のすみずみまでを流しまわる悪質きまりない無軌道さを発揮し、道路運送法のじゆうりんは公

然の事実となつてゐる。このため、道路運送業界の壊滅は時日の問題となつてゐるばかりでなく、最近に至つては暴力に結びつき、各地の行政府はその機能がまひし、警察官とも衝突をくりかえしてゐる現状である。これは単に一道路交通事業だけの問題でなく、法秩序の維持にも重大影響を及ぼすことであるから、やみタクシー撲滅のため道路運送法改正の措置を講ぜられたいとの請願。

第一四一四号 昭和三十六年三月二十五日受理

国鉄運賃値上げ反対に関する請願
請願者 山口県熊毛郡平生町
渡辺松子外一万三千六百三十七名

紹介議員 木下 友敬君

国鉄運賃の値上げは、諸物価値上がり
の原因となり、国民生活をますます苦
しくするものであるから反対である。
政府、当局がいままでやり方をあら
ためれば、運賃値上げをしなくても快
適で楽な旅行ができる国鉄にすること
が可能であるから、従来政策を変更
して、(一)国の政策に基づいて毎年新
線建設をしてゐるが、この建設費は政
府で出資すること、(二)これまで建設
資金として政府から借り入れた利子負
担は当然免除すること、(三)通勤、通
学の割引や赤字線区の赤字分は国で補
償すること等の実現を図られたいとの
請願。

第一四三九号 昭和三十六年三月二十七日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願
請願者 山梨県甲府市東光寺町
一、九五三 笠井光江
外五千二百八十八名

紹介議員 安田 敏雄君

この請願の趣旨は、第一四一五号と同
じである。

第一四四四号 昭和三十六年三月二十七日受理

国鉄運賃値上げ反対に関する請願
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷
一ノ三三 秋田栄次郎
外五千八百八十名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一四一四号と同
じである。

第一四一五号 昭和三十六年三月二十五日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願
請願者 東京都北区豊島町七ノ
一 江口藤治郎外一万
七千四百八十八名

紹介議員 千葉 信君

国鉄運賃、郵便、電気、医療費など公
共料金の値上げは、その他の諸物価の
値上げをさそひ、そのため家計は二割
もの支出増となることは必至であるか
ら、公共料金の値上げには反対である
との請願。

第一四一六号 昭和三十六年三月二十五日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市本町一ノ
一七七 若林昭夫外二
千六百四十五名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一四一五号と同
じである。

第一四四六号 昭和三十六年三月二十七日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願
請願者 愛知県岡崎市北本郷町
野添 小島淳外四百七
十一名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一四一五号と同
じである。

第一五〇六号 昭和三十六年三月二十九日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願
請願者 岐阜県高山市七日町
上ヶ平きさ子外四百一
名

紹介議員 野坂 参三君 岡岡
正男君 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一五号と同
じである。

第一四一七号 昭和三十六年三月二十五日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願
請願者 滋賀県大津市東浦大蔵
町教育会館内総評滋賀
地方評議会内 駒井徳
左エ門外七千名

紹介議員 岡 三郎君
昨年来諸物価の値上がりははなはだし
く、国民の生活を著しく圧迫してゐる
が、特に国鉄、郵便、電力等の各種公
共料金の値上げ計画は、国民の生活不
安を増大させてゐるから、これらの動
きを抑制し、国民の生活を守るため、
(一)国鉄を中心とする運賃、郵便料金
の値上げを絶対抑制すること、(二)九
州電力をはじめとする電気料金の値上
げを絶対抑制すること、(三)独占禁
止法の強化等消費者保護立法の強化を
行なうこと、(四)その他諸物価の値上
げを抑制すること、等適切な措置を講
ぜられたいとの請願。

第一五〇三号 昭和三十六年三月二十九日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願(二通)
請願者 東京都大田区池上徳持
町二〇 宇田川哲夫外
四百二名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一四一七号と同
じである。

第一五〇四号 昭和三十六年三月二十九日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願(二通)
請願者 東京都大田区池上六
二六 新田智世外二千
四百四十五名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一四一七号と同
じである。

第一五〇五号 昭和三十六年三月二十九日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願(三通)

請願者 東京都世田谷区烏山町
一、六四〇 門田昌子
外三千四百五十一名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一四一七号と同
じである。

第一四九七号 昭和三十六年三月二十九日受理

国鉄城東、阪和貨物線の電化、客車
運行等に関する請願
請願者 大阪府八尾市長 脇田
幾松

紹介議員 村尾 重雄君

国鉄城東貨物線(吹田操車場、竜華操
車場)及び阪和貨物線(竜華操車場、
阪和線杉本町駅)は、東大阪地区の中
央部を南北に貫通してゐながら貨物輸
送のみに利用されてゐることはまことに遺憾であるから、この施設を活用し
て沿線の住民の福利増進、産業経済の
発展に寄与するよう、(一)国鉄城東貨
物線(阪和貨物線を含む)を複線電化
し、客車運行すること、(二)本線を同
鉄新幹線新大阪駅に結合すること、
(三)本線を大阪府市の各埋立臨海工業
地域に延長すること、等の実現を期せ
られたいとの請願。

第一五四八号 昭和三十六年三月二十九日受理

国鉄城東、阪和貨物線の電化、客車
運行等に関する請願

請願者 大阪府堺市長 河盛安
之介

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第一四九七号と同じである。

第一五四九号 昭和三十六年三月二十九日受理

国鉄城東、阪和両貨物線の電化、客車運行等に関する請願

請願者 大阪府大東市長 川口 房太郎

紹介議員 榎 繁夫君

この請願の趣旨は、第一四九七号と同じである。

第一五五四号 昭和三十六年三月三十日受理

国鉄城東、阪和両貨物線の電化、客車運行等に関する請願

請願者 大阪府吹田市長 村田 静夫

紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第一四九七号と同じである。

第一五六六号 昭和三十六年三月三十日受理

国鉄城東、阪和両貨物線の電化、客車運行等に関する請願

請願者 大阪府守口市長 木崎 正隆

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第一四九七号と同じである。

第一五〇二号 昭和三十六年三月二十九日受理

国鉄運賃値上げ反対等に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京星ヶ池町三九 池田登志

参外百五十九名

紹介議員 須藤 五郎君

国鉄運賃の値上げは、たちまち通勤に旅行にそして生活物資にはね返り、やがては私鉄運賃や電気料金の値上げとなつて国民生活をいつそう苦しめることは明らかである。このような独占物価の引上げの犠牲のすべては国民が受けるものとなるのであつて、国民生活の安定と向上をはかる政府のとるべき政策ではないと確信するから、国鉄経営を真に国民のものとするため、(一)国鉄運賃の値上げは絶対にみとめないこと、(二)国民のための輸送を優先に確保するため独立採算制をやめること、(三)新路線の建設、赤字路線の費用は国が補償すること、(四)通勤、通学定期割引は国が補償すること、(五)国鉄に対する建設などの借入金の利子は国が支払うこと、(六)国鉄労働者の十万人首切りはじめ、国民と労働者に犠牲を強要する合理化をただちにやめること等の実現するよう善処せられたいとの請願。